

「「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（案）」の御意見の募集について」の結果について

令和 2 年 3 月 25 日
厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室

「「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（案）」の御意見の募集について」については、令和2年2月4日から令和2年3月4日まで、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおりお示します。御報告いたします。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

御意見の内容	御意見等に対する考え方
加算は反対である。 精神医療・観察医療については報酬を絞られたい。	本改正は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）の対象者の社会復帰を促進するために、当該対象者の訪問看護において、訪問看護事業型指定通院医療機関が退院調整や関係機関との情報共有に基づく指導等を行った場合の評価が必要であることから、新たな加算を設けることとしたものです。 御理解のほど宜しく願いいたします。